

◎新潟県告示第747号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年4月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成26年1月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
川崎大工
川崎 峯夫
- 3 主たる営業所の所在地
胎内市乙832-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第21857号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年1月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ヒロイ
廣井 長三
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区松郷屋333
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第43958号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新保製材所
新保 正文
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市大字千谷甲2123-乙
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第17541号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社伊藤建設
伊藤 友盛
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字須沢2637
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第11078号
 - 5 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社栄建設
森山 佳英
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市善久寺3011
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－22）第5870号
 - 5 処分の内容 石工事業、管工事業、ほ装工事業、さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、防水工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山崎建設
山崎 健吾
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市東陽町2-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－24）第10246号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ブライト
小田 久
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区東中島2-2-11
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－21）第39581号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社いさはい開発
飯酒盃 豊
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市八幡132-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－24）第41118号
 - 5 処分の内容 石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社北偉工業
北澤 和博
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区柳ヶ丘13-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第42992号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年3月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社前浜建設
菊地 信弘
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市豊岡1212
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-24）第11673号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
NUホーム株式会社
畑山 亮一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区上所中1-10-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第23400号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
環境テクノ有限会社
伊藤 学
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市猪子場新田298
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第40763号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
都市環境エンジニアリング株式会社
斎藤 末子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区女池8-12-23
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第14385号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社西方組
西方 晃
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区近江3-26-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第13650号
 - 5 処分の内容 建築工事業、ほ装工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社アシストサービス
米谷 教弘
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区五十嵐中島2-13-78
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41608号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟ミツワ電機株式会社
藤田 弘行
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区下早通柳田2-2-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41666号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高橋技販
高橋 大樹
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市常盤台19-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43192号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西巻工業
西巻 浩一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字新保古新田253-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第41827号
 - 5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
草間左官工業所
草間 秀雄
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字桐原916-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20120号
 - 5 処分の内容 左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-